

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、地域と一体となった健康づくり活動に取り組んでまいります。また、食生活改善推進協議会と連携し、食育の推進に取り組むほか、ウォーキングの普及や新たに市民の健康づくりに対するポイント制度を創設いたします。

母子保健対策の推進につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、継続した母子の健康増進に努めるとともに、発達に課題のある児や保護者に対しては、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行ってまいります。

また、医療保険の対象となっていない一般不妊治療に対する助成制度を設けるなど、経済的支援の拡充を図ってまいります。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療につきましては、平成27年度から、がん検診の自己負担を全廃し、受診率向上に努めるとともに、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病予防を推進してまいります。

感染症対策の推進につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。

へき地医療につきましては、引き続き、大島地区、別子山地区の診療所運営を実施してまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や生き生きふれあいフェスティバルなどの、イベントや行事を充実させることで福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含めて協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

多様な保育ニーズへの対応につきましては、27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度において、新たに給付対象となる認定こども園や小規模保育事業の施設運営の負担を行い、円滑な移行を図ってまいります。

子育て支援の充実と連携につきましては、病児や緊急な預かり等に対応するため、引き続き、病児・病後児保育を実施するほか、産前・産後などに、家事や育児などが困難な家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助を行うとともに、子育て用品のリユース・リース補助事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行う子育てサービス利用者支援事業を新たに実施いたします。

さらに、多子世帯に対する経済的支援として、第3子以降への保育料軽減を拡充するほか、第3子以降の未就学児がいる世帯に対して、子育て応援券を配布いたします。

子どもと親の交流の場づくりにつきましては、子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として地域子育て支援拠点を設置し、地域における子育て支援機能の充実・強化を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人一人の状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

また、障がい者の就労支援や相談支援を強化するなど、障がい者（児）がともに社会で生きていける地域社会の構築に向けて、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

さらに、公共施設の障がい者等専用駐車場の複合マークへの改修を計画的に実施してまいります。

障がい福祉サービスの充実につきましては、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るため、医療費助成を継続するとともに、社会参加促進のため、タクシー利用助成制度を開始いたします。また、障がい者団体に対する支援を継続するほか、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ってまいります。

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援法による就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施を促進するとともに、新居浜市障害者自立支援協議会内に創設された「はたらく部会」で就労に関する課題等を協議し、雇用の促進につなげてまいります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、市で物品やサービスを調達する際には、障がい者就労施設等から優先的・積極的に行い、障がい者の工賃向上及び経済的な基盤の確立を目指してまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、介護あるいは支援が必要になったり、認知症などになっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅支援体制の充実を図ってまいります。

介護予防の充実につきましては、効果的な介護予防の実施と普及啓発に向け、魅力ある介護予防プログラムの開発及び普及、ボランティアの育成、自主的な地区組織活動支援に一体的に取り組んでまいります。また、自治会館等を活用した高齢者の通いの場づくりを進めるとともに、高齢者ふれあい介護予防啓発事業、高齢者ふれあいカフェ事業を新たに実施するほか、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者については、相談窓口等で適切に把握し、介護予防事業につなげることで機能低下の防止に努めてまいります。

さらに、介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備として、協議体の設置や、資源開発、ネットワーク構築を担う生活支援コーディネーターの配置を検討し、介護予防・生活支援サービスの体制整備を進めてまいります。

適切で効果的な介護サービスの充実につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」

の実現に向けた取組を進めてまいります。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と地域の助け合い・支え合い活動を推進し、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。

また、地域の認知症高齢者の見守りや安否確認、徘徊者の保護などのネットワークづくりに対して支援を行ってまいります。

さらに、老人クラブや自治会など地域での高齢者活動や介護支援ボランティア活動をサポートし、高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進により、高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築してまいります。

次に、社会保障の充実についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者の最低限度の生活を保持するため、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談支援事業などを実施してまいります。

介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査水準の向上、介護認定審査会の判定理由明確化、介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、引き続き、保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、また、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。